

町民霊園申込要領

波佐見町霊園(以下町民霊園)は、墓地に困窮する方のため建設された町民共有の公共財産です。利用にあたっては様々なルールがありますので、利用申込みの前に必ずご一読ください。

1.申込について

- (1) 申請者が町内在住者（町内に住民票がある者）である必要があります。
- (2) 霊園使用許可後に安易な理由で辞退することがないよう、申込前に親族間で十分に協議を行ってください。
- (3) 使用を申し込まれる本人または親族の方が、受付期間内に霊園公募申込書等の必要書類を住民福祉課環境衛生班に提出してください。
- (4) 申請受付数が募集件数を上回る場合は抽選会を開催します。抽選会には申請者または申請者の委任状を所持した代理人の参加が必要です。

2.使用の許可について

- (1) 当選後2週間以内に『霊園使用許可申請書』等をご提出ください。
- (2) (1) の申請書を受領後、『霊園使用許可証』を送付します。記載されている許可日から1ヶ月以内に月割の年間使用料（2,000 円÷12ヶ月×当選月から3月までの月数）および永代使用料 130,000 円を納付ください。（納付書は役場環境衛生班窓口にて配布します。）期間中に提出および納付が確認できなかった場合、使用許可を取り消すことがあります。
- (3) 許可年度以降は、毎年 2,000 円の年間使用料を納付いただきます。各使用者宛に納付書を郵送しますので、十八親和銀行、長崎県央農協、役場会計課窓口にて納付をお願いします。

3. 霊園の使用について

- (1) 使用者は、墓地周辺の美観の保全に努め、万一霊園の施設を破損したときは係員に届け出て、その指示に従ってください。（霊園内の芝刈りや低木剪定、周囲の樹木の枝切りについては町が行います）
 - (2) 墓標（碑）、香台、立花等は使用者が設置する必要があります。墓地の使用許可を受けてから3年以内に墓標を設置してください。期限までに設置が困難である場合には町にご相談ください。墓標の大きさ、形状は決まっていますが、材質および施工業者について町の指定はありません。
 - (3) その他霊園の利用について、下記に該当する場合は、すみやかに届け出て手続きをとってください。
 - ①墓地の使用権を承継するとき。（4. 使用権の承継について参照）
 - ②使用者の本籍、住所、氏名等を変更したとき。
 - ③霊園使用許可証の再発行が必要なとき。
 - ④遺骨を他の墓地や納骨堂等に移動（改葬）するとき。
 - ⑤霊園を町に返還するとき。（5. 墓地の返還について参照）
- ※上記の手続きに際して、住民票など書類の添付が必要となる場合があります。詳しくは

役場環境衛生班にお尋ねください。

4. 使用权の承継について

- (1) 町民霊園使用者の逝去等により親族が使用权を承継する場合には、『使用承継申請書』をご提出いただく必要があります。
- (2) 承継申請書の添付書類として、被承継者（旧使用者）の『霊園使用許可証』および非承継者と承継者の関係が分かる戸籍謄本等が必要となります。承継者の住所等によってその他添付書類が変わることがありますので、詳しくは役場環境衛生班にお尋ねください。
- (3) 町民霊園の使用权の承継を行う者が町外在住者である場合は、町内在住の親族または知人を管理人として定め、『墓地管理人届』および管理人の『承諾書』を添付してください。
- (4) 使用者やその親族、管理人（(3) 参照）いずれも町内にいない場合には、将来的な墓地管理が困難となる可能性があります。霊園の使用方針については、可能な限り事前に親族間で協議を行ってください。なお、承継親族は、配偶者またはい9直系血族（親、子、孫、ひ孫等）を基本とします。

5. 墓地の返還について

- (1) 使用者が墓地の返還をする際は、墓標の撤去および納められている遺骨を改葬したのち、『墓地返還届等』をご提出ください。遺骨の改葬には、事前に『改葬許可申請』および改葬先の存在が証明できる書類（改葬先の証明書や契約書、領収書などの写し等）をご提出ください。
- (2) 返還に際して、区画の台石に人為的な損壊が認められる場合は、使用者の負担で補修していただく場合があります。

6. 欠格事項

下記のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すことがあります。

- (1) 墓地の使用者が許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (2) 霊園使用許可証に記載されている許可日から、「墓標の設置」および「使用区画への埋蔵」をせず3年を経過したとき。
- (3) 使用者が無断で墓地を譲渡、又は転貸したとき。
- (4) 年間使用料を3年分以上滞納したとき。

7. その他

- (1) 町民霊園設備管理に起因しない使用者間のトラブルについては、町の介入はできません。
- (2) 墓地管理上やむを得ない場合（災害など）を除き、許可を受けた墓地番号以外の区画への変更はできません。
- (3) 霊園使用時に発生したごみは各自でお持ち帰りください。

お問合せ先
波佐見町 住民福祉課 環境衛生班
電話：0956-80-6663
メール：kankyou@town.hasami.lg.jp